

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	令和7年度第2回朝霞市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進会議	
開催日時	令和7年11月7日（金） 午前10時から午前11時15分まで	
開催場所	朝霞市役所 別館 大会議室（手前）	
出席者の職・氏名	委員10名（高野龍昭委員長、本田麻希子委員、遠藤光博委員、橋本直行委員、川合義和委員、田畠康治委員、佐々木一夫委員、亀澤勝則委員、上野與志美委員、大竹正之委員） 事務局11名（佐藤部長、並木次長、近藤補佐、長尾補佐、吉田係長、江原係長、渡邊係長、大野係長、海老名主査、宗像主査、高橋主任） コンサルティング会社1名（福元氏）	
欠席者の職・氏名	委員7名（稻生実枝副委員長、細川玄機委員、福田弘昌委員、長井明美委員、本田卓也委員、加藤博康委員、富永悦子委員）	
議題	（1）朝霞市認知症施策推進計画について （2）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び介護保険第2号被保険者向けアンケート調査の設問項目について （3）第10期計画策定のためのヒアリング調査・ワークショップについて	
会議資料	○次第 ○資料番号1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 設問案 ○資料番号2 介護保険第2号被保険者（40歳～64歳）向けアンケート調査 設問案 ○資料番号3 アンケートに対する意見書 対応結果 ○資料番号4 ヒアリング調査・ワークショップについて ○朝霞市認知症施策推進計画と朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の一体的策定について ○ヒアリング調査・ワークショップのテーマに関する意見書	
会議録の作成方針	□電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	■電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	□要点記録	
	□電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	□会議録の確認後消去 ■会議録の確認後3か月
	会議録の確認方法 委員長による確認	
傍聴者の数	0名	
その他の必要事項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

1 開 会（司会：長尾長寿はづらつ課課長補佐）

2 議 題

（1）朝霞市認知症施策推進計画について

事務局 渡邊高齢者支援係長から「朝霞市認知症施策推進計画と朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の一体的策定について」に基づき下記説明を実施

渡邊係長：

既に御存じとは思いますが、令和6年に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、「市町村は認知症施策推進基本計画を基本とするとともに、当該市町村の実情に即した市町村認知症施策推進計画を策定するよう努めなければならない」とされました。

朝霞市におきましても認知症施策推進計画の策定が必要であると考えておき、今後の策定に向けて、委員の皆様の御協力をいただき、御説明をさせていただきます。

まず、1の「策定の背景」を御覧ください。

国では、これまで認知症に対する取組を段階的に進めてきました。平成24年に「オレンジプラン」が策定され、地域包括ケアシステムの実現や医療・介護サービス提供体制の整備が進められました。平成27年には「新オレンジプラン」となり、施策の範囲を医療・介護に加えて、金融、交通、権利擁護など生活全般に拡大し、「認知症の人の意思尊重」と「本人・家族の視点を重視した地域社会の実現」が目指されました。令和元年の「認知症施策推進大綱」では、新オレンジプランを引き継ぎ、「普及啓発・本人発信支援」や「予防」など五つの柱として具体的な目標と取組が整理されました。そして、令和6年には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されます。この法律では、本人の意向尊重、共生社会の実現、社会参加の機会確保を理念とし、理解の増進やバリアフリー化の推進などが基本的な施策とされています。

次に、2の「市町村計画の策定」の考え方についてを御覧ください。

市町村の計画策定にあたっては、以下の点が重要であると基本計画に示されています。「新しい認知症観」に立つこと、認知症の人と家族等が参画し、共に施策を立案、実施、評価すること、認知症の人の地域生活継続のために、多様な主体が連携・協働すること、認知症の人や家族等が地域で自分らしく生活できるようにすること、でございます。

裏面の「都道府県計画・市町村計画の策定等について」を御覧ください。認知症施策推進基本計画では、国及び都道府県の基本計画を基本としつつ、地域の実情に即した創意工夫ある施策を規定するよう努めるものとされています。特に、計画の内容が介護保険事業計画等の既存の行政計画と重複する場合は、これらを一体のものとして策定することは差し支えないなど、柔軟な運用が認められています。

続いて、「先進・近隣自治体の取組状況」でございます。県内先進自治体として、さいたま市では第9期高齢者保険福祉計画・介護保険事業計画と一体的に策定をしております。三芳町では三芳町認知症施策推進計画として単独で策定しております。近隣自治体の状況としまして、志木市、和光市、新座市、戸田市などは、第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画と一体的に策定する予定とのことでした。理由としては、従前から認知症施策を計画の重点として位置づけていること、また計画間のそご防止などが挙げられました。

朝霞市では、現在、第9期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に認知症施策を位

置づけており、各種施策を推進しております。

朝霞市の認知症施策推進計画については、これまでの施策との継続性、そして他の高齢者施策との一体性を重視し、「第10期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に包含した形で整備したいと考えております。国の基本計画や埼玉県の推進計画との整合性に留意しつつ、朝霞市の地域の実情に合った、より効果的な認知症施策となるよう、皆様の御協力をお願いしたいと存じます。

以上でございます。

議題（1）に対して以下のとおり、委員からの質疑に回答及び委員の意見を聴取

高野龍昭委員長：

ありがとうございます。要は、「認知症基本法」が施行されたことに伴い、各市町村には「認知症施策推進計画」を策定する努力義務が課されました。多くの自治体では「介護保険事業計画」と重複する部分が多いため、両計画を一体的に策定する方向で進めているという説明がありました。今回は審議事項となりますが、特に異論はないかと思います。その上で、認知症施策推進計画の概要について説明がありました。御質問や御意見のある方はいらっしゃいますか。

少し補足いたしますと、「認知症基本法」は2024年1月に施行されました。ただし、その時点では、多くの市町村が既に第9期介護保険事業計画の策定を終えていたため、計画をすぐに盛り込むことはできませんでした。そのため、第10期計画の策定時に合わせて新たに反映させようという流れが全国的に進んでおり、朝霞市でも同様の方針を取ることです。

また、新しい「認知症観」として、“何かができない人”としてではなく、「地域の中でできることに取り組み、社会参加を通じて共に暮らしていく存在」として捉える考え方を示されています。そのため、特別養護老人ホームのような施設整備を中心とするのではなく、グループホームや通いの場の充実、若年性認知症の方への就業支援の体制整備といった、地域での暮らしと参加を支える施策が認知症基本法に位置づけられています。こうした理念を踏まえ、本市としても、今後の計画の中で地域共生の視点から認知症施策を検討していく必要があると理解しています。

遠藤光博委員：

この認知症施策推進計画を「介護保険事業計画」と一体的に策定していくのですが、これは本推進会議の中で検討・策定していく形になるのか、それとも別の会議で進めていくのか、その流れについて教えてください。

渡邊係長：

基本的には、第9期介護保険事業計画における認知症施策をベースとしつつ、新しい認知症観に沿った、朝霞市の実情に応じた計画を策定していく考えです。ただし、認知症施策の全てをこの推進会議のみで検討するのは難しいと考えています。そのため、「認知症地域支援推進連絡会」の場でも、認知症施策の在り方や方向性について御意見をいただきながら施策の検討を進めたいと考えています。

遠藤光博委員：

ここにも「重複する場合は一体として策定」とありますが、今おっしゃった二つの会議のどちらで最終的に内容を整理・反映していくのかのイメージをもう少し知りたいです。

長尾課長補佐：

個別の会議でまずは検討させていただきます。また、実際に認知症の方が活動されている場にも私たちが出向き、当事者の方の御意見なども伺いながら、計画の素案を検討していく予定です。その上で、この計画の中に一体的に位置づける形になります。

つまり、各場でいただいた意見を基に認知症施策の案を整理し、皆様に報告・意見聴取を行いながら、最終的に一つの計画として策定する流れを想定しています。

高野龍昭委員長：

資料で確認しているところでは、他の自治体でも、既に2024年度から「介護保険事業計画」と「認知症施策推進計画」を一体的に策定している例があります。

分かりやすく言えば、「介護保険事業計画（認知症施策推進計画）」という形で括弧書きを加え、その中に章立てとして「認知症施策について」といった項目を設けています。

その章の中で、先ほどお話をあった別の検討会などで議論された内容を反映させていく、というスタイルを取っているところが多いようです。恐らく、事務局としてもそのようなイメージを持たれているということですね。方向性としてはその理解でよろしいかと思います。

その他、御意見はいかがでしょうか。

本田麻希子委員：

この認知症施策推進計画の策定にあたって、特別に実施が求められている調査や、新たに取り組まなければならない事業などが、国から示されているのでしょうか。

渡邊係長：

現在のところ、この認知症施策推進計画の策定にあたって、「必ず実施しなければならない」と国からは示されていません。

最も重要なとされているのは、認知症の御本人や御家族、介護をされている方々の意見を丁寧に聞き取ることです。行政職員が実際に現場へ出向き、コミュニケーションを取ることで、何が求められているのかを把握し、それを施策に反映していく姿勢が求められています。したがって、今後は御本人や御家族、支援者の方々とこれまで以上にしっかりとコミュニケーションを取りながら、施策に落とし込んでいきたいと考えています。

高野龍昭委員長：

補足いたします。認知症基本法が施行されてから、今回が初めて本格的に介護保険事業計画と並行して策定される形になります。恐らく来年の夏頃に、政府からこの計画の「基本指針」が示され、その中に「認知症基本法の理念を踏まえて市町村で検討するように」といった内容が盛り込まれると予想されます。

ただし、新たな施策ではなく、既存の施策や様々な事業の中で、例えば若年性認知症の方への就労支援の在り方や、佐々木委員が詳しい「意思決定支援」のようなテーマについて、市町村でどう位置づけるかを考えるといったスタイルになるかと思われます。

基本法というのは理念だけを示して、具体的な施策までは書かれていません。具体的な施策は、様々な関係法令等の中で検討していくことが求められています。そのため、やや後追い的に新たな取組が生まれていく形になる面もありますが、朝霞市としても、相談支援体制の充実などについて今後検討を進めていく必要があると考えています。

最期に、認知症施策推進計画については、一体的に策定するということでおよろしいか。

————異議なし————

高野龍昭委員長：

ありがとうございます。では、そのように進めさせていただきます。

(2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び介護保険第2号被保険者向けアンケート調査の設問項目について

事務局 宗像介護認定係主査から「**資料番号1** 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査設問案」、「**資料番号2** 介護保険第2号被保険者（40歳～64歳）向けアンケート調査 設問案」、「**資料番号3** アンケートに対する意見書 対応結果」に基づき下記説明を実施

宗像主査：

まず、資料番号1「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 設問案」を御覧ください。前回、国から示された調査票案と市独自の追加設問案をお示しさせていただき、御審議いただいたところですが、その中でいただいた御意見等を踏まえ、再度検討させていただき、今回お示しした設問案を作成させていただきました。

設問の横に「オプション」と記載されているものは、国から示された設問のうち実施が任意のオプション項目の中から採用したもの、「委員提案」と記載されているものは、前回の会議終了後「アンケートに対する意見書」により委員の皆様から御提案いただいた設問、「独自」と記載されているものは市独自で追加した設問となっております。

設問数の内訳ですが、国から示された必須の質問35問、実施が任意のオプション項目30問のうちから6問、委員の皆様から御提案いただいたものも含む、市独自の質問22問の合計63問となっております。

次に、資料番号2「介護保険第2号被保険者（40歳～64歳）向けアンケート調査設問案」を御覧ください。こちらも、前回会議でいただいた御意見を踏まえ、説明の追加、修正を行っております。

こちらも、設問の横に「委員提案」と記載されているものは、前回の会議終了後「アンケートに対する意見書」により委員の皆様から御提案いただいた設問となっており、設問数といたしましては、全33問となっております。

続きまして、前回の会議の際に委員の皆様よりいただいた御意見の反映状況について御説明いたします。資料番号3「アンケートに対する意見書 対応結果」を御覧ください。

前回の会議終了後、委員の皆様から御提出いただいた「アンケートに対する意見書」を取りまとめさせていただいたものが、そちらの資料になります。

内訳といたしましては、ニーズ調査に対する御意見9件、2号被保険者向けアンケートに対する御意見10件の計19件の御意見をいただきました。

ニーズ調査につきましては、オプション項目の採用に関する御意見、新規の独自設問に関する御意見につきましては、御意見のとおり反映させていただいておりますが、オプション項目の選択肢の表記に関する御意見につきましては、設問数を考慮し設問自体の採用を見送ったものもあるため、一部の反映にとどまっております。

2号被保険者向けアンケートにつきましては、新規設問に関する御意見や選択肢の追加、表記に関する御意見につきましては、概ね御意見のとおり反映させていただいておりますが、設問位置に関する御意見につきましては、設問の流れや設問の内容を踏まえまして、そのままとさせていただいたものもございます。また、認知症に関し提案いただいた設問については、ニーズ調査の設問項目にも追加させていただきました。

次に、「アンケートに対する意見書」以外の、前回会議中にいただいた御意見についてですが、まず、認知症の理解度を問う設問が不足しているという御意見について、資料番

号1の9ページと資料番号2の5ページになりますが、委員提案のもののほか、国が示している認知症基本計画に係る評価指標と関連する形の設問を追加させていただいております。

続きまして、資料番号1の11ページを御覧ください。介護予防に関し、市の事業に限る形ではなく、民間で行われているものも含めて設問に入れてはどうかという御意見をいただいたことを踏まえ、設問内容を市の事業以外のものも含めた取組の実施状況を問うものに変更しております。

また、介護離職の防止という観点から現時点での市民の意識を調査しておくことは重要である旨の御意見につきまして、資料番号2の3ページの(3)に、どのような支援策が必要と思うかという設問を追加させていただきました。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び介護保険第2号被保険者向けアンケート調査の設問項目についての説明は、以上となります。

議題(2)に対して以下のとおり、委員からの質疑に回答及び委員の意見を聴取

高野龍昭委員長：

ただいまの事務局からの説明について、御意見や御質問があればお願ひいたします。

まず確認ですが、今回の調査票の項目については、内容を確定させる時期に来ているという理解でよろしいでしょうか。

宗像主査：

そのとおりです。今回いただいた御意見を踏まえて修正を行い、再度会議に諮る予定はございません。御意見の反映状況については、最終的に委員長と調整させていただいた上で整理させていただきたいと考えています。

高野龍昭委員長：

ありがとうございます。会議の場で具体的に御意見をいただけるのは本日が最後になると思われます。その点も踏まえて、ぜひ御意見をお願いしたいと思います。

私から1点申し上げます。資料番号3の最後のページ、つまり資料番号2の5ページに記載されている問5の(3)及び(4)の設問についてです。新規の設問を追加していますが、選択肢の内容に少し違和感を覚えました。新しい認知症観を踏まえた設問は重要ですが、全体的にネガティブな印象の選択肢が多い構成になっているように感じます。

調査設計の観点から申し上げると、このような質問項目を作成する場合は、ネガティブな選択肢だけでなく、ポジティブな認識を示す選択肢もバランスよく含めることが望ましいと思います。例えば10個の選択肢を設けるのであれば、そのうち五つは認知症に対するネガティブな認識を示す内容、残り五つはポジティブな認識を問う内容とし、回答しやすいように順番も混在させるのが適切かと思います。具体的には事務局に一任いたしますが、今の点を考慮して調整いただければと思います。したがって、問5の(3)、(4)については、今申し上げた方向で修正をお願いしたいと思います。

他に御意見はございますか。前回は調査方法についても御意見がありましたので、今回も調査項目の内容を含めて御意見があればお願ひいたします。

上野與志美委員：

この設問を見ていて気になりました。昨日、自分でも前回の資料と照らし合わせて確認したのですが、朝霞市では「老人クラブ」と「シニアクラブ」、どちらの表記が正しいのでしょうか。資料番号1の問5(1)⑥では「シニアクラブ」と書かれているのに、

問6（5）では「老人クラブ」となっています。

個人的には「老人」と言われると、もう私も70歳ですし、老人なのかなと思う反面、今の時代には「シニア」という言い方の方が優しく、時代に合っているようにも感じました。その点を確認したいと思います。

高野龍昭委員長：

事務局にお戻しする前に確認しますが、朝霞市としては「シニアクラブ」という呼称を使用しているとのことですので、設問の表記もそれに合わせて統一すべきということになりますね。

事務局の立場を補足しておくと、元の文面は恐らく厚生労働省の資料を参照しており、老人福祉法では今も「老人クラブ」が正式名称になっています。ただし、上野委員がおっしゃるように、老人クラブは法律上60歳以上が対象ですが、「老人」という言葉に抵抗を感じる方も多く、実際には全国的に「シニアクラブ」と言い換えている自治体がほとんどです。

ということで、今回の資料では、厚労省の文言をベースに作成して一部修正が漏れていたのだと思われます。今後は「シニアクラブ」に統一されるかと思います。良い点を御指摘いただきありがとうございました。

それでは、その他に御意見はありますか。特になければ、前回も一定の議論がありましたので、最終的な修正は事務局及び私の方で確認の上、これで調査を開始するという形にしたいと思います。よろしいでしょうか。

――異議なし――

高野龍昭委員長：

ありがとうございます。では、そのように進めさせていただきます。

（3）第10期計画策定のためのヒアリング調査・ワークショップについて

事務局 大野地域包括ケア推進係長から「資料番号4 ヒアリング調査・ワークショップについて」に基づき下記説明を実施

大野係長：

まず、ヒアリング調査から御説明いたします。第9期計画策定時のヒアリングの概要については、計画書の92ページに掲載しておりますので、併せて御覧ください。

ヒアリング調査は、日頃、朝霞市で地域活動などを行っている団体などから地域の現状や、活動に関する課題について御意見を伺い、計画策定の参考とすることを目的に実施するもので、実際に活動されている方の意識など、アンケート調査からは拾いきれない情報を把握できるため、今回も同様に実施していきたいと考えております。

実施方法としましては、長寿はつらつ課の職員が、直接活動場所などへ出向き、話を伺う形を考えており、日程調整の際などにヒアリングする内容を事前にお示しした上で、訪問する予定です。

ヒアリング調査先としましては、地域のニーズを聞き取れる団体として、普段より地域で活動されている「第2層協議体」と「民生委員」、第9期計画の重点課題にも設定している「高齢者の社会参加の促進」に関し、参考となる意見を聞き取れる団体として、「高齢者の通いの場で活動している団体」の三つを考えております。

ヒアリングのテーマとしては、第2層協議体にお聞きするテーマ、高齢者の通いの場で活動している団体にお聞きするテーマと、ヒアリングする団体に応じ、テーマを設定

したいと考えております、地域のニーズの発掘のためのものや、新たに住民主体の通いの場の立ち上げを検討する際の参考にするためのものとして資料掲載のテーマに沿ったヒアリングを実施する予定としております。つきましては、資料掲載のテーマのほか、各種団体からヒアリングした方がよいと思うテーマについて、委員の皆様から御意見を伺えればと思っております。

なお、認知症の方御本人や認知症の方の御家族へのヒアリングについては、まず認知症の方の日々の暮らしの様子や、どのようなことを大切にしているかといったことを知ることが大切であるため、計画策定のための個別ヒアリングという形ではなく、引き続き御本人や御家族との関係構築に取り組み、認知症関係団体及びオレンジカフェや知恵袋など御本人や御家族との対話の中で施策につながる御意見を吸い上げていく、という形を取っていきたいと考えております。

続きまして、ワークショップについて御説明します。

第9期計画策定時に行なったワークショップの概要につきましては、計画書の87ページに掲載しておりますので、併せて御覧ください。

第9期計画策定の際は、市民の方々から計画策定の参考にするためのアイデアを出していただくことを目的にワークショップを開催したもので、今回も同様に開催を予定し、計画に関して幅広く御意見をいただきたいと考えております。

実施方法といたしましては、参加者をいくつかのグループに分け、こちらで設定したテーマについてグループで話し合い、意見や問題点を挙げていただき、最後にグループとしての意見を全体で共有する形を考えております。

ワークショップの開催場所や時間帯ですが、世代を問わず参加していただくため、前回は平日夜間と休日の実施で各圏域1箇所ずつの会場で行なったところですが、当事者である高齢者の方が参加しづらいという声をいただいたため、今回は夜間の開催は避け、平日と休日の日中で、各圏域1箇所ずつの開催を予定しているところです。

開催時間としては1時間半程度で考えており、取り上げるテーマの一つ目としては、認知症施策推進計画に関連して「共生社会の実現」に関するテーマを設定したく、「高齢者の方や認知症の方など、様々な方が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるための具体的なアイデア」を話し合っていただくことを考えております。

もう一つテーマを設定することを考えておりまして、そちらにつきまして、委員の皆様からの御意見を基に設定したく、ヒアリング調査のテーマと併せて御意見をいただければと思います。

最後に、ヒアリング調査とワークショップの時期につきまして、訂正の御連絡となります。前回会議で今後のスケジュールを示した資料におきまして、ヒアリング調査は11月から12月にかけて実施と掲載しておりましたが、今回、委員の皆様からの御意見を踏まえた上でテーマを決定し、実施していきたいと考えておりますので、実施時期が12月以降となりますので御了承ください。

また、ワークショップにつきましては、テーマ設定後、実施に関する広報の期間などを踏まえまして2月の上旬の実施で現在調整しております。

簡単ではございますが、ヒアリング調査・ワークショップについての説明は以上になります。

議題（3）に対して以下のとおり、委員からの質疑に回答及び委員の意見を聴取

高野龍昭委員長：

ヒアリング調査及びワークショップの実施について、事務局から説明がありました。この点について、御意見や御質問があればお願ひいたします。

佐々木一夫委員：

第9期計画までは、「民生委員」という言葉が出ていなかったように思います。これまでのヒアリングは、第2層協議体や地域の活動団体が対象だったと思いますが、今回新たに民生委員を対象に加えたのには、何か理由があるのでしょうか。

大野係長：

今回の調査につきましては、第一に、幅広く地域のニーズを把握したいという点がございます。民生委員の皆様の地域のつながりも非常に重要であると考えており、私たちは、民生委員の方々からいただいた御意見も踏まえた形で、今後の施策に反映していきたいと考えております。

佐々木一夫委員：

もう1点よろしいでしょうか。このヒアリングについてですが、これまで各団体にテーマを設けて、個別に実施されていたかと思います。ただ、それだけですと、質問に対する回答にとどまり、課題や問題の本質が見えにくいのではないかと感じています。

そこで、団体の代表者やメンバー2名程度ずつを集めて、ワークショップ形式で意見交換を行う機会を設けると、より深い意見や課題が把握できるのではないかと思います。例えば、第2層協議体の代表者や民生委員の方々にも御参加いただき、1日程度そうした場を設けることができれば有意義ではないかと考えています。

大野係長：

佐々木委員の御意見につきましては、参考にさせていただきます。

ワークショップ形式の実施については、今後、日程面や内容面での調整も含めて一度検討させていただきたいと思います。

高野龍昭委員長：

佐々木委員の御指摘は、ごもっともだと思います。

事業者を対象とした個別ヒアリングで質問項目を設けて意見を伺うことも重要ですが、地域の関係者や一般住民の方々を交えて、自由に意見交換を行うワークショップ形式の場を設けることは効果的な手法だと思います。参加者や事務局双方の負担もあるかと思いますが、そのあたりのバランスを取りながら、ぜひ御提案を前向きに検討していただければと思います。

遠藤光博委員：

まだ具体的なヒアリング対象団体は確定していないと思いますが、おおまかで構いませんので、各項目（①、②、③）にどの程度の団体数を予定しているのか教えてください。

また、ヒアリングの際は、こちらから団体に出向いてお話を伺う形なのか、それとも団体側に来ていただく形なのか、その実施方法についてもお聞きしたいです。できるだけ事務局の方から現場に足を運んで実施していただけるとありがたいと思います。

大野係長：

まず、協議体及び活動団体について御説明いたします。協議体については全6協議体がございますので、それぞれの活動日に合わせて職員が現地に出向き、ヒアリングを実施する予定です。また、活動団体については6地区で各2団体、計12団体を予定しており、こちらも活動日に合わせて職員が出向いてお話を伺う形で調整を進めています。

宗像主査：

民生委員に関しては、各地域の会長が集まる会長会がございますので、その会合に出向き、ヒアリングを実施したいと考えております。

佐々木一夫委員：

反論というわけではありませんが、民生委員の会長会ではあまり意見が出てこないのが実情です。できれば、各地域6地区から代表者を2名程度選出していただき、会長以外の方に御参加いただく方が良いと思います。私も会長会に参加していますが、正直なところ、会長会の場ではあまり活発な意見交換がなされていません。ですので、各民生委員の中から代表者を抽出してお集まりいただくのが、最も効果的な方法ではないかと考えます。

高野龍昭委員長：

今の佐々木委員の御意見も含めて、御検討いただければと思います。もちろんヒアリングの実施は予定されていると思いますが、こうした問題について、専門職の立場から最も実態を把握しているのは、やはりケアマネジャーの方々かと思います。本日は欠席されていますが、本田委員のようなケアマネジャーの方からの御意見は特に重要ですので、前向きに検討していただきたいです。

その他、何か御意見はありますか。

本田麻希子委員：

先ほど、認知症の当事者や御家族へのヒアリングについて「信頼関係を構築して聞き取りを行う」との説明がありました。オレンジカフェなどの場で聞き取った内容については、今回の正式な調査項目には位置づけないとのことでしたが、こうした聞き取りの内容も計画の中で「当事者の声として反映した」といった記録や、「こうした意見があった」といった形で記載されるという理解でよいでしょうか。計画書の中にその記述がないと、当事者の声が反映されていないように見えてしまうのではないかと感じましたので、扱いを確認させていただきたいと思いました。

渡邊係長：

御指摘のとおりです。認知症の御本人や御家族、支援者の方々などにお話を伺う中で出てきた御意見やお声については、計画の中にしっかりと記載する必要があると考えております。もちろん、いただいた全ての御意見をそのまま施策に反映することは難しい部分もありますが、どのような意見があったかは反映していく方向で考えています。

本田麻希子委員：

認知症の方だけでなく、介護を受けている方や介護をしている方の当事者の声も、アンケート以外の形でもっと丁寧に拾っていく必要があると思います。インタビューも大事ですが、それに加えて「実際にどのような暮らしをしているのか」という生活の実態を見に行くことも重要ではないかと感じています。

私が支援していた方のお宅では、ゴミの個別回収は利用していたのですが、足が悪くて屈むことが難しくなり、そもそもゴミの分別ができず困っていた事例がありました。こうした困りごとは、話を聞くだけではなかなか出てこないため、実際に生活の様子を見て初めて気付くことが多いです。

ですので、「訪問を受け入れても良い」という方がいれば、実際に御自宅に伺って生活の様子を見ながらお話を聞くような機会を持つことも大切だと思います。また、市の職

員が直接訪問するのが難しい場合でも、ケアマネジャーさんなど、日頃から関わっている方々を通じて生活実態を把握する方法も考えられると思います。そうした形での実態把握について、市としてどのようにお考えでしょうか。

渡邊係長：

認知症の方御本人の生活実態を把握し、「どのように暮らされているのか」「何に困っておられるのか」を理解することは非常に重要だと考えています。

その手法としては、市職員が直接訪問して伺う方法もありますし、御指摘のように、日頃から関わっておられるケアマネジャーさんや地域包括支援センターの職員などから情報を得る方法もあると思います。今後、どのような形で生活の実態を把握していくのか、関係機関とも連携しながら検討を進め、実態把握に努めていきたいと考えております。

本田麻希子委員：

もう1点ですが、前回実施されたワークショップについてです。私も参加させていただき、とても良い取組だと感じました。ただ、進行やファシリテートの部分で少し難しさを感じました。実際には、参加されていた活動団体の方が自発的にリードを取ってくださって、うまく場が動いたという印象もありました。その点を踏まえて、今回は当日の進め方やファシリテートの方法などを、もう少し綿密に計画される御予定でしょうか。

長尾課長補佐：

前回のワークショップでは、ファシリテートの面でやや不足していた部分があったという御意見も頂戴しております。そのため、今回は委託先のコンサルタントともより密に調整を行い、当日の進行方法や役割分担を事前に整理した上で準備を進めてまいります。

本田麻希子委員：

ワークショップのテーマについて、もう一つ追加できないかという話が先ほどあったかと思いますので、私からも一つ提案させていただきます。

テーマとして「住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるための具体的なアイデア」とありますが、参加者の方々は高齢者に限らず、介護や高齢者福祉に関心のある幅広い年代の方が参加されると思います。であれば、最初に「自分が年を取ったとき、どんな暮らしをしたいか」ということを考えてもらい、その上で「それを実現するための具体的なアイデア」を出してもらうという流れにすると良いのではないかと思いました。以上、提案です。

高野龍昭委員長：

御提案ありがとうございます。ぜひお含みいただければと思います。私から補足しますと、近年の介護をめぐる社会的な課題として特に大きいのは「介護離職」の問題だと感じています。その点も踏まえて、ワークショップで介護離職のリスクや防止策、「こんな支援があれば助かる」といった意見を伺うのも良いのではないかと思います。

多様な意見が出る可能性はありますが、実態を把握する上では非常に有意義なテーマだと思います。その点も含めて、事務局で御検討いただければと思います。

他に御意見はありますか。

川合義和委員：

社会福祉協議会から参加させていただいております。社協の活動の中で、町内会の活

動などにお邪魔する機会があるのですが、地域によっては青年部の活動が非常に活発で、高齢者の方と青年部の方が同じ場所・時間と共に過ごす機会が多い町内会もあります。

そのような地域では、若い世代が日常的に高齢者の方を気に掛けたり、自然な形で見守りを行っていたりする様子が見られます。ワークショップでは、そうした青年部など若い世代の方々からも意見を聞くと、より市民に近い、インフォーマルな視点からのアイデアを得られるのではないかと思います。

ただ、一般募集ではそうした世代の参加は難しい面もあると思いますので、もし可能であれば、町内会の青年部などに意図的に声を掛けていただく形で参加を促してみるのも面白いのではないかと感じました。

高野龍昭委員長：

御意見、ありがとうございます。今の御提案についても、事務局の方で検討項目に含めていただければと思います。

佐々木一夫委員：

要望になりますが、認知症基本法は、まさに認知症の当事者の方々のために制定されたと言っても過言ではない法律だと思います。朝霞市の施策の中でも「認知症施策の詳細」という項目があり、その4番に「認知症地域支援推進活動連絡会で検討」と記載があったかと思います。

この連絡会については、可能であれば各地域包括支援センターの職員だけでなく、当事者の方にも参加していただけるように検討していただきたいと思います。支援員の方だけの話し合いでは、どうしても支援者目線になりやすく、当事者の声が間接的なものになってしまうと感じます。実際に御本人の言葉を反映するためにも、連絡会には1人でも2人でも当事者の方が参加できるような仕組みを取り入れていただけると嬉しいです。

渡邊係長：

御参加いただける方がいらっしゃれば、ぜひその方向で検討していきたいと思います。

近藤課長補佐：

おっしゃるとおり、当事者の声を直接伺うことは非常に重要だと私たちも感じています。昨年頃から、御家族や支援団体の方を通じて、少しずつ当事者の方にもアプローチを始めていますが、現時点では、会議など公の場で御本人が意見を述べるという形まではまだ十分に整っていません。今後、どのような形で進めていくか、改めて検討しながら構築していきたいと考えています。

高野龍昭委員長：

認知症基本法の中、あるいはそれに関連する通知の中で、認知症施策の計画を策定する際には、当事者の声を聞くよう努めることが「努力義務」として定められていたと思います。もちろん無理のない範囲でという前提ではありますが、その意味でも佐々木委員の御指摘は非常に的を射たものだと感じます。事務局の方で改めて精査し、対応を検討していただければと思います。

遠藤光博委員：

今の御意見に関連してですが、認知症の当事者の方、また介護されている御家族の方も、一つの場所でヒアリングを行うのは現実的に難しい場合が多いと思います。そのため、例えばオンライン形式で意見を伺うなどの工夫も有効ではないかと思います。これ

は提案になりますが、そうした方法も併せて御検討いただければと思います。以上です。

高野龍昭委員長：

ありがとうございます。こちらも御要望として事務局で御検討いただければと思います。

それでは、その他御意見等ございますか。

よろしいようですので、以上で本日の議事は終了といたします。本日は前向きで重要な御意見、御提案を多数いただき、ありがとうございました。

全ての議題が終了しましたので、これにて議長の任を解かせていただきます。円滑な進行に御協力いただき、ありがとうございました。それでは、以降の進行を事務局にお願いいたします。

長尾課長補佐：

高野委員長、ありがとうございました。最後に事務連絡をさせていただきます。

1点目は、本日机上に配付いたしました「ヒアリング調査・ワークショップのテーマに関する意見書」のシートでございますが、ヒアリング調査・ワークショップのテーマに関して意見等がございましたら、本シートにある例を御参考の上、記載していただき、11月17日（月）までに提出をお願いいたします。

また、本会議終了後、意見書の様式のデータをメールでもお送りいたしますので、メールで御回答いただける場合は、そちらを御利用ください。郵送での回答を希望する場合は、返信用の封筒をお渡しいたしますので、会議終了後、事務局職員にお声掛けください。

いただいた御意見につきましては、大変恐縮ではございますが、スケジュールの都合上、事務局で検討し、委員長と相談の上、テーマを確定させていただき、確定した内容は別途委員の皆様にも速やかに報告したいと考えておりますので、御了承ください。

2点目は次回の会議の予定になりますが、次回は1月の中旬若しくは下旬の開催を予定しております。委員長と日程調整の上、改めて開催通知をお送りいたしますので、よろしくお願ひいたします。

以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。

本日は長時間にわたり、誠にありがとうございました。気を付けてお帰りください。

3 閉　　会